



平成24年3月30日

内閣府沖縄担当部局

沖縄2法の成立について

本日、参議院本会議において「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律」及び「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律」が可決され、成立しました。これにつきまして、別紙のとおり川端内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）がコメントを発表しました。

<問い合わせ先>

内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付

参事官（総括担当）室 大部

TEL：03-3581-6724（直通）

川端沖縄担当大臣コメント
(沖縄2法の成立に当たって)

平成24年3月30日

沖縄振興特別措置法及び返還特措法の改正案は、衆・参両議院において全会一致で可決され、本日、成立した。修正作業を含め、これまで法案の成立に向けて尽力いただいた関係各位に深く感謝申し上げます。

両法は、地元の要望を最大限受け止め、沖縄の自主性を可能な限り尊重しつつ、沖縄振興の総仕上げに向け、不可欠の内容を盛り込んだものと考えている。

今後、沖縄経済の真の自立と持続的な発展の実現に向け、沖縄県におかれては、沖縄の優位性・潜在力を発揮して効果的に施策を展開されることを期待するとともに、政府としても、沖縄県や市町村と連携しながら、全力で沖縄振興に取り組む所存である。